

令和 8 年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ 1 & 2）の公募に係るQA（4月17日時点）

No	公募種別	質問	回答
75	共通	No. 74の回答において、「共同体の構成員が自社、または子会社等の関連会社・グループ会社から調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。」とあるが、施設の外部利用で利益を排除する具体的な考え方について聞きたい。	施設の外部利用に係る料金の算出において、原価（減価償却費、維持管理費、公租公課、光熱水費など）以外が含まれていれば、利益とみなして排除ください。なお、大学等公的機関であり、営利目的で施設を提供していない場合は、算出は不要です。
76	共通	会社の登記事項証明書(発行後6か月以内のもの)について、2026年4月1日付で役員変更があったため現在登記事項の更新中となっている。 そのため、入手のためのシステム自体がロックされており、最新の登記証明書が入手できない状態となっている。 これについて、今回の申請に関して以下の対応とすることは可能か。 ・過去入手し現在手元にある「2025年10月3日付の登記証明書」を4/24までに提出させていただく。 ・役員変更の手続きが完了し最新の登記証明書が入手できるようになった段階で差し替えをさせていただく。	登記事項更新中のような事情があれば、提案いただいたとおり、いったん更新前の登記証明書をご提出いただき、更新手続きが完了次第、5月下旬の審査会までに差し替えることで対応ください。
77	共通	No. 62の回答で「プレゼンテーション用の資料を用いて説明していただいて構いません。プレゼンテーションの方法や時間配分などの詳細については、今後内閣府沖縄総合事務局から委託を受けた「委託先」からご案内いたします。」とあるが、プレゼンテーション用の資料とは、新たに口頭発表用の資料に差し替えることができるという理解で良いか？	一度提出した資料8を差し替えることはできませんが、提出した資料をベースにプレゼンテーション用にわかりやすくまとめたスライドを用いて発表いただくことは可能です。No. 62の回答のとおり、プレゼンテーションの方法や時間配分などの詳細については、今後、内閣府沖縄総合事務局から委託を受けた「委託先」から案内します。
78	共通	・様式3研究開発費積算内訳書について、1機関（共同体ではない）申請の場合、「総括様式」のシートに入力する必要があるか。	1機関単独での申請の場合は、「総括様式」のシートは入力いただなくても構いません。
79	共通	・提出書類の全データを格納した電子媒体（CD-R、USBメモリなど）について、格納するファイルに指定はあるか。 ステージ3QAにて、様式7・様式9は、押印後PDF化したものを格納するよう回答がありましたが、それ以外の書類はどのファイル形式（PDF、word、excel）でもよいか。	認識のとおり、様式7・様式9は、押印後PDF化したものを格納していただき、それ以外の書類はどのファイル形式（PDF、word、excel）でも構いません。
80	共通	様式6の財務状況について、令和7年度の決算がまだ確定していないが、中間決算を記載しても構わないか。	令和7年度については、決算がまだ確定していない場合、中間決算を記載して構いません。中間決算であることがわかるよう（中間決算）と追記ください。

No	公募種別	質問	回答
81	共通	代表者と構成員について 協定書のひな形には、実際に本事業に関わる研究者名を記載する箇所はない（ひな形の第5条の構成員と、最後のページは機関長で統一）という理解でよいか。	認識のとおり、協定書には本事業に関わる研究者名ではなく、構成員の機関長を記載ください。
82	共通	共同体成立の時期 協定書のひな形第4条にある成立の時期については、本補助金事業の申請期日4月24日以前の日付となるか。	必ずしも申請期日4月24日以前とする必要はなく、5月中の採択決定前までに成立する設定で構いません。
83	共通	協定書の締結日について 申請期日までに、全構成員からの押印が間に合わないため、いったん代表機関が押印したものを提出し、後日差し替え予定としているが、この場合、締結日は申請期日以降でも問題ないか。	締結日は申請期日以降でも構いません。5月中の採択決定前までに成立する設定としてください。
84	共通	副本について 副本の作成方法の指定はあるか。 複数作成する正本の1部の写し（コピー）でも構わないか。	副本については、正本の写し（コピー）で構いません。
85	共通	参加申込書（様式1）について 提出者は、研究者名でよいか。	提出者欄は、機関代表者となります。連絡担当者欄は、研究テーマに係る申請について審査会の日程等の連絡がとれる方の職・氏名・連絡先を記載ください。プロジェクトリーダーまたはプロジェクトリーダーのアシスタントでも構いません。
86	共通	設立前（ブレインコーポレーション段階）に必要な書類について 日本法人が正式に設立される前の段階で、手続きを開始するにあたり、海外本社からどのような書類や情報の提出が必要となるか。	海外本社の法的存在を証明する書類として、以下の資料を提出ください。 1. ①～③を満たした海外の登記事項証明書（Certificate of Incorporation / Articles of Incorporation）（設立日、本店所在地、事業目的、役員情報が記載されているもの） ① アポスティューユ（Apostille）または領事認証 ② 全文の日本語訳 ③ 発効後6ヶ月以内 ※①～②が期限までに間に合わない場合、登記事項証明書のみで受け付けますが、審査開始（5月下旬）までの間に①～②を揃えることで対応ください。 2. 直近3カ年の決算書について相当するものの原本及び日本語訳 3. 企業及び団体概要が分かる資料（パンフレット） また、日本法人が設立されたのちに会社の登記事項証明書を必ず提出ください。
87	共通	研究者の去向について 海外拠点から日本拠点へ研究者を直接派遣することは可能か。可能な場合、該当するビザの種類や遵守すべき要件等をお示しいただきたい。	海外拠点からの日本拠点へ研究者を直接派遣し、本事業に携わることは可能です。該当するビザの種類や遵守すべき要件については、外国人在留総合インフォメーションセンター（入管）へ問い合わせください。 https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html
88	共通	外注業務に関する見積書について 業務委託や外部サービスの契約に関して、承認プロセス上、正式な見積書（Quotation／Estimate）の提出は必須となるか。	公募申請の概算の段階では提出不要ですが、補助事業執行の段階では、委託費や外注費を執行する場合、複数の見積書を取り、最も価格が安いものと契約締結ください。
89	共通	採用予定人員の予算計上について 現在は未採用であるものの、今後採用を予定している人材の人件費や給与について、研究予算またはサービス費用として計上することは可能か。	今後採用を予定している人材についても、研究予算またはサービス費用として計上するのではなく、人件費として計上ください。

No	公募種別	質問	回答
90	共通	弊社単独で申請をする場合、様式2「3-(4) 共同体構成員の概要」については、弊社の構成員のみを記載すればよいのか。	共同体ではなく単独で申請する場合、様式2「3-(4) 共同体構成員の概要」の記載は不要です。
91	共通	決算報告書および納税証明書について 弊社は令和7年度に設立した初年度の企業であるため、現時点では決算・納税に関する書類が用意できない。理由書にてその旨を記載することで代替することは可能か。	設立したばかりの会社であるなどの理由により決算書及び納税証明書が準備できない場合、その旨を記載した理由書で代替可能です。
92	共通	口頭プレゼンテーションについて 審査状況により口頭プレゼンテーションが必要となった場合、弊社担当者が英語で発表を行う予定である。これに関連し、以下の2点について事務局内でのご検討をお願いしたい。 ① 英語でのプレゼンテーションは可能か。 ② 英語版プレゼン資料は、実施時までに英訳したものを用意することでよいのか。	①英語でのプレゼンテーションを行う場合、通訳できる方を用意し、同時通訳又は逐次通訳にて審査員に説明ください。質疑応答の対応も同様となります。 ②一度提出した資料8を差し替えることはできませんが、提出した資料をベースにプレゼンテーション用に英訳したスライドを用いて発表いただくことは可能です。プレゼンテーションの方法や時間配分などの詳細については、今後、内閣府沖縄総合事務局から委託を受けた「委託先」から案内します。
93	共通	様式4および様式5について 記入例として記載されている箇所（斜体赤字ではないが記入例である部分）については、削除した上で提出して差し支えないか。	記入例は削除して構いません。
94	共通	様式2補助事業提案書8ページの「事業予算の年度展開」の箇所だが、赤字で「ステージごとの金額は、補助金の上限額」と書かれているが、企業の自社負担分については記載する必要はないとの理解でよいのか。 補助事業提案書の「事業予算の年度展開」だが、事業全体の予算について説明したらよいのか、補助金交付申請額のみについて説明したらよいのかかわからない。両方について説明することか。	様式2「5 事業予算の年度展開」においては、補助対象外経費や企業の自社負担分も含めた補助事業全体に要する経費を記載し、説明ください。
95	共通	共同体構成員の有する施設を外部利用する場合、「外注費」よりも「委託費」で計上する方がよいのではないか、という意見が出ている。 というのも、委託費ならば、共同体の構成員として申請書に記載しつつ、構成員側が研究に必要な物品を自由に購入したり、補助金を給料に転用することも可能になると考えられるからある。その場合、 ①委託費が、時給や物品費に使えるか。 ②共同研究者として記載できるか。 ③共同体協定書が必要か？	「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業（研究高度化事業）（企画部）補助金交付要綱」8ページ（別表）に示すとおり、委託費の定義としては、補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費となっています。共同体の構成員は「申請者」そのもの（またはその一部）であるため、構成員に対して委託費を支払うことはできません。外注費も同様です。 共同体において、事業に従事した共同体の研究員へ支払いであれば、「(2)人件費」へ、施設の外部利用料であれば、「(3)その他経費⑦その他知事が特に必要と認める経費⑥賃貸借費」へ計上ください。